

公報

第十一號
一九五一年
十二月二十九日
琉球臨時
中央政府

主要目次

立 法	頁
○統計法	1
○琉球臨時中央政府行政主席 統計局設置法	1
告 示	
○伊仙郵便局の移轉	3
○郵便切手の改訂發行	3
訓 令	
○人事選考委員會規定	3
民政府布告	
○琉球列島の地理的境界	3
民政府指令	
○政府の在荷謂へ	4
○政府の在荷謂へ	4
○臨時中央政府局の設置	4

立 法

立法院の議決した統計法に署名し
てこれを公布する。

一九五一年十二月二十九日

琉球臨時中央政府行政主席

比嘉 秀平

立法第十三號

琉球臨時中央政府立法院は、こ
れに次の通り定める。

統 計 法

第一條 本法は、全琉球列島にわた
る單一の統計組織により眞實且つ
正確な統計を得ることを目的とす
る。

第二條 本法の目的を達成するため
別に定めるところにより琉球臨時
中央政府（以下政府という）に行政
主席統計局（以下統計局という）
を設置する。

第三條 住民の福利に係るのある事
項であつて統計技術を以て調査す
ることのできるものは、すべて統
計局が實施する統計調査の對象と
することができ。

第四條 統計調査を行おうとするこ
きは、統計局長は、その調査に関
し左に掲げる事項についてあらかじめ
行政主席の承認を得なければなら
ない。

一 首 題

二 目的、事項、範圍、期日及び
方法

三 集計事項及び集計方法

四 公表の方法、内容及び期日

五 關係書類の保存期間

六 經費の概算及びその他必要と
認める事項

2 前項の承認を得た後調査を中止
し又は承認を得た事項を変更する
ときは、更に行政主席の承認を得
なければならぬ。

第五條 行政主席は、前條第一項の
承認を行つたときは、
同項第一號及び第二號の事項を公
示しなければならない。

2 前項の公示後前條第二項の承認
を行つたときは、更にその旨公示
しなければならない。

第六條 行政主席は、第四條の統計
調査のため人又は法人に對して申
告を命ずることができ。

2 前項の規定により申告を命ぜら
れたものが營業に關して、成年者
と同一の能力を有しない未成年者
若しくは禁治産者である場合又は
法人である場合には、その法定代
理人又は理事その他法令の規定に
より法人を代表する者が本人に代
つて又は本人を代表して申告をす
る義務を負う。

第七條 統計局以外の他の政府各行
政機構は、統計調査を行うことは
できない。

2 統計局長は、統計調査を行おう
とするとき、次の各號に相當する
場合にのみ行政主席の承認を得て
他の政府各行政機構にその實施を
委任することができる。
一 調査の範圍が極めて地方的又
は局部的であるため統計局で實

施することが不適當であると認
められる場合

二 統計調査の性質上他の政府各
行政機構が實施した方がより能
率的、經濟的で適切と認められ
る場合

3 前項の場合には、第四條の承認事
項及び第五條の公示事項に當該調
査機關名を追加しなければならない
い。

第八條 統計局以外の他の政府各行
政機構の長は、必要と認める統計
調査の實施を行政主席に進言す
ることができ。

第九條 統計調査を行うときには、
統計局長は、その調査に關し必要
な規程を行政主席の承認を得て定
めなければならない。

第十條 本法による統計調査に従事
する者は、統計調査のため必要な
場所に入り、あらかじめ行政主
席の承認を得た事項について検査
をなし、調査資料の提供を求め又
は關係者に對し質問をすることが
できる。この場合にはその職務を
示す證票を示さなければならない

第十一條 統計調査の結果は、速に
公表しなければならない。但し、
行政主席が必要と認めた場合は、
これを公表しないことができる。

第十三條 前條の公表は、答申者の
判別ができないように總合計、平
均指數、推計又はその他の總合計

的方法によつてのみしなければならぬ。

第十三條 統計調査の結果知られた人又は法人の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第十四條 統計調査により集められた人又は法人の個別的な資料は、課税その他如何なる取締上の目的のため又は民事刑事訴訟の證據に使用してはならない。

第十五條 申告者に関する資料の保存は、統計局長がしなければならぬ。但し、第七條第二項の場合には、前項の保存を當該調査機構の長に委ねることが出来る。

第十六條 統計調査の實施者がその統計調査を行うに際して必要があるものと認めるときは、關係政府行政機構の長又はその他の者に對し、調査報告その他の協力を求めることができる。

第十七條 本法の實施に關し必要な規則は、行政主席が別に定める。

第十八條 左に掲げる各號の一に該當する者は、五千圓以下の罰金又は六ヶ月以下の禁と若しくはその兩刑に處する。

第十九條 第六條の規定により申告を命ぜられた場合故意に申告を怠り又は虚偽の申告をした者

第二十條 本法により實施する統計調査につき故意にこれを妨げ又はその

の結果をして眞實に反するものたらしめる行為をした者

第二十一條 左に掲げる各號の一に該當する者は、一萬圓以下の罰金又は一年以下の禁と若しくはその兩刑に處する。

第二十二條 統計局長は他の政府各行政機構の職員及びその以外の統計調査に従事する者が職務上知り得た申告者に関する資料を當該調査を實施した機構の長の承認を得た者以外の者にこれを漏し又はせつ用したとき

第二十三條 前項の職に在つた者が申告者に関する資料を漏し又はせつ用したとき

附 則

一、本法は、公布の日から施行する。

二、本法施行の際（一九五一年五月二十二日附琉球列島米國民政府布令第四十四號）臨時中央政府統計局の規定により實施中の「消費價格統計調査施行規則（一九五一年七月二十八日附琉球臨時中央政府規則第六號改正）及び「小賣物價格統計調査施行規則（一九五一年七月二十八日附琉球中央政府規則第三號）」は、有效とする。

立法院の議決した琉球臨時中央政府行政主席統計局設置法に署名し、こゝにこれを公布する。

一九五一年十二月二十九日

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉 秀平

立法第十四號

琉球臨時中央政府立法院は、こゝに次の通り定める。

琉球臨時中央政府行政主席統計局設置法

第一條 統計法（一九五一年十二月二十九日立法第十三號）に基き、琉球臨時中央政府（以下政府といふ）に行政主席統計局（以下統計局といふ）を設置する。

第二條 統計局は、政府の所管に屬する左の事務をつかさどる。

一、統計法に規定する事務に關すること

二、統計技術の研究に關すること

三、統計調査の結果の編纂及び刊行に關すること

第三條 統計局に局長外必要な職員を置く。

第四條 局長は、行政主席の命を受けて局の事務を統轄し、職員に職務についてこれを監督する。

第五條 統計局に左の六課を置く。

庶務課

研究課

人口社會課

經濟第一課

經濟第二課

製表課

第六條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること

二 局長の官印並びに局印の管守に關すること

三 公文書の接受、發送、編纂及び保存に關すること

四 局内預算、決算及び會計に關すること

五 その他、他課に屬さないこと

第七條 研究課においては、左の事務をつかさどる。

一、統計調査方法の研究に關すること

二、各種統計調査結果の綜合的、分析的の研究に關すること

三、統計調査の結果の編纂及び刊行に關すること

四、統計知識の普及及び宣傳に關すること

第八條 人口社會課においては、左の統計事務をつかさどる。

一、國勢調査及びその他の人口靜態調査に關すること

二、勞働力、賃金、勤勞及び住宅調査に關すること

三、厚生及び人口動態調査に關すること

四、教育、宗教、文化、公安及びその他の社會統計調査に關すること

第九條 經濟第一課においては、左の統計事務をつかさどる。

一、財政及び金融調査に關すること

二 物價、生計費及び所得調査に關すること

三 商業、貿易、工業及び續業調査に關すること

四 土木、建築、運輸、通信及び公共施設調査に關すること

第十條 經濟第二課においては、左の統計事務をつかさどる。

一、耕地面積及び農作物の作況並びに生産高の調査に關すること

二、農山漁村の統計的經濟調査に關すること

三、前二號に掲げるものの外、農林畜水産業の統計調査に關すること

四、土地及び氣象調査に關すること

第十一條 製表課においては、左の事務をつかさどる。

一、製表に關すること

二、原票及び製表資料の保管に關すること

第十二條 統計局に左のかい處を置く。

地方支局

第十三條 かい處については、別に規則をもつて定める。

附 則

本法は公布の日から施行する。

告示

◎琉球臨時中央政府告示第十二號

一九五一年十二月十六日から次の郵便局を移轉する。

一九五一年十二月十六日

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉 秀平

名 稱 現在位置 移轉位置

伊仙郵便局 あま美群島 あま美群島伊仙村

伊仙郵便局 伊仙村伊仙村

番地 番地 八〇番地

◎琉球臨時中央政府告示第十三號

一九五一年一月一日から五十錢郵便切手を次の通り拾圓郵便切手として改定發行し賣捌をする。

改訂意匠「五十錢」をまつ消し上部に「十圓」舊意匠沖繩民家の屋根の上部に「改訂」中央に星印を加刷

刷 色 黒色

一九五一年十二月十六日

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉 秀平

行政主席の下に人事選考委員會（以下委員會といふ）を設置する

第二條 委員會は行政主席のし間に基き政府職員志願者の資格の有無について選考し採用候補者を決定して行政主席に報告する。

第三條 選考の方法については、行政主席の承認を得て、委員會がこれを定める。

第四條 委員會は、委員五人をもつてこれを組織する。

第五條 委員は、人格高潔で且つ、人事行政に關し識見を有する政府職員並びに沖繩、あま美、宮古及び八重山各群島知事の推薦した者の中から各一人を行政主席が任命する。

第六條 委員會に委員長を置く。

第七條 委員長は、會務を處理し、委員會を代表する。

第八條 委員長は、委員中から行政主席が任命する。

第九條 委員長に事故があるときは、行政主席の指定した委員が、その職務を代行する。

第十條 委員會は、委員全員が出席しなければ、會議を開くことができない。但し、あらかじめ委員長に報告した委員代理の出席は、これを委員の出席とみなす。

第十一條 委員會は、委員會に於ける選考の内容を他に、漏らしてはならない。

第十二條 委員會に書記若干名を置く

◎琉球列島米國民政府告示第十二號

（一九五一年十二月十九日）

琉球列島の地理的境界

一九五一年九月八日締結された對日講和條約の條項に基き、琉球列島米國民政府布告、布令及び指令並びに一九四五年九月七日第十軍司令部で訓印された降伏條文に述べられた琉球列島米國民政府の地理的管轄區域を再指定する必要があると懸料するので、琉球列島米國民政府副長官、陸軍少將ロバート・エス・ピットラーは、ここに次の通り布告する。

第一條

琉球列島米國民政府の管轄區域を下記の地理的境界内の諸島及び領海に再指定する。

北緯二十九度・東經百二十五度一十二分を起點とし

北緯二十四度・東經百二十二度、北緯二十四度・東經百三十三度、北緯二十九度・東經百三十一度の

【2】 1951年12月29日 (土曜日) 公 報 第11號

點を経て
起點に至る。

第二條

上記境界を超えて境界の設定又は管轄の實施を規定する琉球列島米國軍政府又は米政府の布告、布令、指令、命令又はその他の規定は、ここに前條に準じて改正する。

第三條

本布告は、一九五一年十一月二十四日より有效とする。

民政長官の命により

琉球列島民政副長官

米國陸軍少將

ロバート・エス・ビートラー

米政府指令

◎琉球列島米國民政府指令第十七號

(一九五一年十二月七日)

政府の在荷調

一 一九五一年十一月三十日現在の政府所有の在荷調を五條項に分類して、下記項目について提出して貰いたい。

a 第一項 不動産及び家具(消耗品を除く)

b 第二項 建築及び維持機械及び備品(車輛及び工具を除く)

c 第三項 店舗備品、發電機、動力、電燈及び水道施設機械等の生産及び雜機械

d 第四項 貨物積卸機械(工具

を除く)

e 第五項 車輛、附隨車及び半附隨車を含む

二 報告内容は次の通り

a 名稱

b 大きさ及び、又は容積

c 使用の可能又は不能

d 入手先

e 價格(購入又は借用の別、及びその費用

f 現價

g 現在の所在地(市、町、村)

三 一九五一年十二月一日附米政府指令第十六號主題 財産の處分

は本在荷調への物品に適用する。

四 あま美、宮古、八重山群島政府の在荷調は各民政官府を通じて當本部へ提出する。

沖繩群島及び臨時中央政府は當本部連絡官へ提出する。

五 報告は一九五二年一月三十一日迄に當琉球列島米國民政府へ間違

いなく必着のこと。

民政副長官の命により

民政官

陸軍准將

ジェイムス・エム・ルウイス

◎琉球列島米國民政府指令第十七號

(一九五一年十二月七日)改正第一號(一九五一年十二月二十日)

政府の在荷調

第一項に次の通り追加する。

f 第六項 水上航行の船舶

民政副長官の命により

民政官

米國陸軍准將

ジェイムス・エム・ルウイス

◎琉球列島米國民政府指令第十五號

(一九五一年十一月二十三日)改正第一號(一九五一年十二月十九日)

臨時中央政府局の設置

第一項に次の通り追加する。

運輸局

副長官の命により

民政官

米國陸軍准將

ジェイムス・エム・ルウイス

辭令

甲號職 金城 寛

人事選考委員長を命ずる

一九五一年十二月十七日

(各通)

比嘉幸安

屋田甚助

眞喜屋惠義

當銘正友

人事選考委員を命ずる

(一九五一年十二月十七日)

原國政良

假運輸局長に任命する

一九五一年十二月十九日

甲號職 外山 義夫

行政主席統計局長を命ずる

一九五一年十二月二十九日

米數正雄

假行政主席統計局長を解く

一九五一年十二月二十九日